

文部科学省設置法の一部を改正する法律案（スポーツ庁の設置）

<予算関連法律案>

スポーツに関する施策を総合的に推進するため、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置する。

※ スポーツ基本法(平成23年法律第78号)附則第2条に規定された検討の結果に基づく措置

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

概要

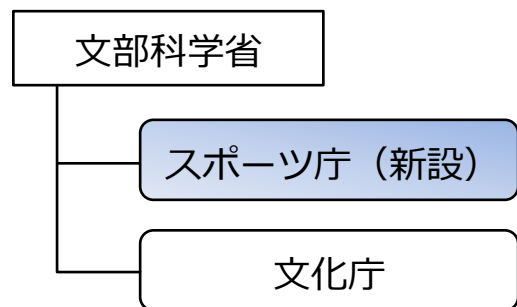
1. 文部科学省の任務及び所掌事務の改正

文部科学省の任務のうちスポーツに係る部分を「スポーツに関する施策の総合的な推進」に改めるとともに、所掌事務に次の事務を追加する。(第3条・第4条関係)

- ① スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- ② スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- ③ 心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関すること。

2. スポーツ庁の設置

(1) 文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置し、同庁の長をスポーツ庁長官とする。(第13条・第14条関係)



(2) スポーツ庁の任務を「スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ること」とし、同庁の所掌事務を上記①～③等とする。(第15条・第16条関係)

施行期日 平成27年10月1日

スポーツ庁の設置について

スポーツ基本法（平成23年）の制定

2020オリンピック・パラリンピック大会等の日本開催

スポーツを通じた社会発展の理念の実現が必要

- ✓ 全ての国民のスポーツ機会の確保
- ✓ 健康長寿社会の実現
- ✓ スポーツを通じた地域活性化、経済活性化
- ✓ 行政改革の方針を踏まえたスポーツ庁の設置検討

開催国として、政府一丸となった準備が必要

- ✓ 国際公約としてのスポーツによる国際貢献の実施
- ✓ 国民全体へのオリンピズムの普及
- ✓ 開催国としての我が国の競技力の向上
- ✓ 健常者・障害者のスポーツの一体的な推進

スポーツ庁創設

スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指す。（基本法前文より）

健康寿命延伸、医療費抑制

厚労省

- ・健康増進
- ・高齢者、障害者福祉

- ・健康増進に資するスポーツの機会の確保
- ・障害者スポーツの充実

地域社会の活性化

国交省、農水省、環境省

- ・公園整備等
- ・観光振興、地域振興

- ・スポーツを行える多様な場の創出
- ・スポーツを通じた地域おこしへの支援

スポーツ庁

スポーツ行政を総合的に推進

（文科省の旧来からのスポーツ振興）

- ・地域スポーツの推進
- ・学校体育・武道の振興
- ・国際競技力の向上
- ・スポーツ界のガバナンス強化
- ・オリパラムーブメントの推進

- ・Sport for Tomorrowの実施
- ・国際競技連盟（IF）の役員ポスト獲得支援 等

- ・産業界との連携によるスポーツ普及と競技力強化

外務省

- ・スポーツを活用した外交の展開（国際交流、経済協力等）
- ・Sport for Tomorrowの実施 等

国際交流・国際貢献

経産省

- ・スポーツ施設・用品産業

国民経済の発展

スポーツ庁が中核となり、旧来からのスポーツ振興に加えて、他省庁とも連携して多様な施策を展開。

スポーツ庁の組織構成と主な業務について

現組織「スポーツ・青少年局」

(うちスポーツ関係: 3課1参事官)

(76人)

局長

大臣官房審議官

中央教育審議会
スポーツ・青少年分科会

スポーツ・青少年企画課

(総括・管理業務、スポーツ・青少年分科会、スポーツ基本計画、日本スポーツ振興センター、スポーツ施設の整備、スポーツ団体のガバナンス改善)

スポーツ振興課

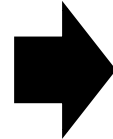
(地域スポーツクラブの育成、指導者の育成、スポーツの安全確保、スポーツ選手のキャリア形成支援、障害者スポーツの振興)

競技スポーツ課

(選手強化への支援(強化拠点・強化費)、国際大会の招致、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の準備、国際交流、ドーピング対策)

参事官(体育・青少年スポーツ担当)

(学校体育・運動部活動、武道の振興、子供の体力の向上)



新組織「スポーツ庁」

(5課2参事官)

(121人(新規増7人、他府省からの再配置23人を含む))

長官

次長

審議官

スポーツ審議会

政策課

(総括・管理業務、スポーツ審議会、スポーツ基本計画、日本スポーツ振興センター、武道の振興、国内外の動向調査、戦略的広報)

学校体育室
(学校体育・運動部活動)

スポーツ健康推進課

(国民へのスポーツの普及、予防医学の知見に基づくスポーツの普及、地域スポーツクラブの育成、子供の体力向上、スポーツの安全確保)

障害者スポーツ振興室
(障害者スポーツの充実)

競技力向上課

(選手強化への支援(強化拠点・強化費)、医・科学を活用した競技力向上策の開発)

スポーツ国際課

(国際大会の招致、国際交流、ドーピング対策、スポーツを通じた国際貢献、世界のスポーツ界への積極的関与(人材育成・派遣等))

オリンピック・パラリンピック課 ※時限

(オリンピック・パラリンピックムーブメントの推進(Sport for Tomorrowの推進等)、2020年大会に向けたスポーツ団体等との調整)

参事官(地域振興担当)

(スポーツをできる多様な場の創出(地域スポーツ施設の充実等)、スポーツを通じた地域おこしへの支援)

参事官(民間スポーツ担当)

(スポーツ団体のガバナンス改善、スポーツ人材・指導者の育成、スポーツ選手のキャリア形成支援、産業界との連携促進)